

県道長野上田線改築工事（塩崎バイパス）の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成23年3月3日（木）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 県道長野上田線改築工事（塩崎バイパス）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された県道長野上田線改築工事（塩崎バイパス・長野県長野市篠ノ井塩崎字堂前河原地内から同市篠ノ井塩崎字中川原地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 土地に対する個人の考え方、起業者の態度、姿勢等は、事業認定において考慮すべき事項ではないが、これらに関する意見に対する事業認定庁の見解においては、意見提出者の心情等に配慮することも必要ではないか。
- ・ バイパスの整備により、現道の交通量が減り、渋滞が緩和されても、車両がスピードを出すようになれば、交通事故は減らないのではないか。
- ・ 道路では安全が最優先であり、バイパスの整備により、現道で交通事故件数がどの程度減少するのかについて、将来交通量のように、予測することはできないのか。
- ・ カーナビのGPSデータを使い、急ブレーキ多発箇所を集計し、その箇所の安全対策を実施した事例もあるので、新しい道路を造ると同時に、既存の道路ではこのようなデータを使った交通事故防止対策も必要ではないか。
- ・ 将来交通量の予測においては、人口動態予測、地域毎に異なる人口・運転者の減少の程度、見込み等を適切に考慮し、客観的にみて妥当な前提の下で作られた予測モデルと、一番信頼性のあるデータを用い、将来、予測が違わないようにする努力が必要ではないか。